

平成25年度

第2回北広島市緑のまちづくり審議会

議事録

平成25年11月15日(金)
北広島市役所本庁舎2階会議室

北広島市企画財政部都市計画課

平成25年度 第2回北広島市緑のまちづくり審議会

1 日 時 平成25年11月15日(金) 10時00分～11時00分

2 場 所 北広島市役所本庁舎2階会議室

3 出席者 委員：会長ほか6名
北広島市：企画財政部長、都市整備課主査、農政課主査
事務局：都市計画課長ほか2名

4 議 事

【報告事項】

- (1) H25花のまちコンクールの実施状況について
- (2) 北広島市森林整備計画について

出席者

【委 員】

1番委員 柿澤 宏昭(会長)	6番委員 佐藤 廉之
2番委員 (欠席)	7番委員 高橋 裕
3番委員 (欠席)	8番委員 小屋 亮子
4番委員 下屋敷 義政	9番委員 (欠席)
5番委員 富田 辰夫	10番委員 早坂 了

【北広島市】

企画財政部長	高橋 孝一
都市整備課主査	小松 輝久
農政課主査	山田 孝博

【事務局】

都市計画課長	池野 政敏
都市計画課主査	山本 浩幸
都市計画課主任	葛西 由美子

会議次第 1 . 開会

池野課長

おはようございます。

それでは定刻になりましたので、ただ今より平成 25 年度第 2 回「北広島市緑のまちづくり審議会」を開催いたします。

本日はお忙しいところ御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

早速ではございますが、本会議開催にあたりまして、企画財政部長の高橋より皆様に御挨拶を申し上げます。

会議次第 2 . 企画財政部長挨拶

高橋部長

皆さん大変御苦労様でございます。

本日は大変お忙しい中、第 2 回緑のまちづくり審議会に御出席頂きまして誠にありがとうございます。

前回欠席された方もいらっしゃいますので、改めまして、私 4 月からまた企画財政部の方に戻ってまいりましたので、よろしく願いいたします。

今回は、6 月に第 1 回目を開いておりますけれども、6 月には緑の基本計画の改訂の内容について御説明をさせていただいたところであります。

本日は 2 件の報告案件でございますけれども、1 件目につきましては平成 6 年から 20 年間にわたって取り組んできております、花のまちコンクールの取り組み状況について御報告をさせていただきたいというのが 1 つ。

それから 2 件目につきましては、本年 4 月に策定しました、北広島市森林整備計画について少し時間がたってございますけれども、担当部局より詳しい内容を御報告させていただきたいと思っております。

報告の後、いつものとおり御質問や皆様からアドバイス等をいただければ良いかと考えておりますのでよろしく願いいたします。

池野課長

誠に申し訳ありませんが、企画財政部長におきましては、この後別の業務が控えておりますことから、ここで退席いたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、本審議会会長の柿澤様より一言御挨拶をいただき、その後の審議会の議事を進めていただきたいと思います。

柿澤会長、よろしく願いいたします。

会議次第 3 . 会長挨拶

柿澤会長

柿澤でございます。よろしくお願いいたします。

本日も報告事項が主ですけれども、このまちで取り組んでおられることについての御報告をいただくということで、ぜひ皆様から今後に向けても含めて活発な御議論いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、本日の審議会の成立について御報告をお願いいたします。

葛西主任

それでは、審議会の出欠状況を御報告いたします。

本日の審議会の出席でございますが、委員 10 名中、出席者 7 名でございます。

北広島市緑のまちづくり条例施行規則第 8 条第 3 項の委員の過半数の出席となっておりますことから、本審議会は成立する旨、御報告申し上げます。

なお、本日は、金子委員、愛甲委員、中澤委員が都合により欠席となっております。以上です。

柿澤会長

ただ今事務局より、本日の審議会が成立しているという旨の御報告がありましたので、会議次第に従いまして進めさせていただきます。

会議次第 4 . 議事録署名委員の指名

柿澤会長

議事録署名委員の指名ですけれども、私の方から指名させていただきます。今回は富田委員と小屋委員に議事録署名委員をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、5 番目の報告事項です。1 番目、平成 25 年度花のまちコンクールの実施状況について御報告をお願いいたします。

会議次第 5 . 報告事項 (1)

小松主査

おはようございます。都市整備課の緑化推進担当の小松といたします。

それでは、私の方から花のまちコンクールについて御報告したいと思います。

初めに、この事業のきっかけとなりました花いっぱい運動について、若干御説明させていただきます。

北広島市では、1983 年、昭和 58 年度から市民が花を愛し、街を花で飾ることへの動機作りを目的にしまして、各自治会等の御協力を得ながら主に児童公園（現在：街区公園）

の花壇の花苗の植栽に取り組んできております。現在では、自治会のほかボランティア団体などを含め街区公園、それから植樹樹、集会所や会館の花壇など春の花苗を植栽していただいております、現在 124 団体、32,900 鉢を配布し植栽していただいております。

また、秋には、1,200 樹にチューリップの球根（約 6,500 球）の配布を行い、現在取り組んでおります。このような取り組みが、花のまちコンクールのきっかけになったと考えております。花のまちコンクールの始まりは、市民が活力と潤いのある感性豊かな生活を送るために美しいまちづくりを目指すことにより景観意識の高揚を図る。

これらを目的に、平成 6 年度から当時広島町と広島町緑化推進委員会が主催し、花の愛好家や市内の公共施設など、積極的に花壇づくりを行っていた商工会、農協の女性部の皆様方に、審査や運営の協力をいただいております。開催したのが始まりです。

花のまちコンクールは今年で 20 回目を迎える節目とし、20 周年の記念となるコンクールとして位置づけ開催しました。これは、第一回目の花のまちコンクールの応募のパンフレットですが、当時は手作り感たっぷりで、開催当時の取り組みについて垣間見ることができるのではないかと思います。

現在は、審査に関して 3 つの部門で審査しておりますが、第 1 回目が始まった当初は、5 部門で審査しております。1 つ目が、一般家庭部門、2 つ目が、事業所、企業部門、3 つ目が、学校部門、4 つ目が、児童公園部門、5 つ目が、地区会館、集会所部門の 5 つの部門で構成され、それぞれの部門ごとに優秀賞とエルフィン賞の 2 つの賞を与えるという形で第一回が行われ、当時の応募数は 58 件から始まりました。

その後、平成 11 年第 6 回から、2 つの賞から 1 つ優良賞を新たに加え、優秀賞、エルフィン賞と合わせて 3 つの賞で表彰するという形で行っております。

現在の花のまちコンクールの内容について少し説明したいと思いますが、お手元にお配りしております資料ですが、これは今年の応募パンフレットになります。この中にも同じことが書かれておりますが、応募の参加部門については先程も申しましたとおり、3 つの部門で構成されております。

1 つ目が、個人の庭や塀、バルコニー、窓辺などを花で飾る個人の部門。2 つ目が、団体やグループが学校、会社、それから地区集会場などの花壇づくりを行っている団体部門。3 つ目が、自治会やグループが道路、公園などの花壇づくりを行っている公共部門。

応募方法については、各部門とも、自薦・他薦問わず応募ができますが、他薦の場合については、本人の承諾を得るという形で行っております。

応募期間については、6 月上旬から 7 月中旬、今年は 7 月 10 日まで受け付けをし、その後審査については、1 班 3 名構成で 4 班、計 12 名の審査員によって、4 つのポイントを基準に全ての応募案件について、それぞれ現地を回って審査を実施、採点しております。その審査の基準となるポイントですが、4 つあります。1 つ目が、花壇や庭先を含む全体的な印象、美しさ、周辺への景観への配慮。2 つ目が、花の配置、組み合わせ、季節感それから豊かな演出、空間の有効な活用。3 つ目が、花の健康度、色彩。4 つ目は、花壇や庭先の手入

れ、それから管理の状況等です。

審査結果については、部門ごとに優秀賞、優良賞、エルフィン賞を表彰し、記念品を贈呈しております。この写真は、審査員の方に審査をしていただいている状況写真と、代表的な応募作品になりますが、お庭や施設の花壇を一軒一軒丁寧に審査していただいております。この写真については、芸術文化ホールで行われた、今年の表彰式の模様の写真となっております。

今年度は、花のまちコンクール、先程も申し上げましたが、平成6年の第1回開催から数えて20回の節目を迎えるということで、20周年を記念し、表彰式に先立ちまして、(有)緑化計画の社長でいらっしゃる、北海道新聞にも連載されているガーデニングの指揮などでお馴染みの笠康三郎先生をお招きし、植物とのつき合い方を題材にした講演会を表彰式の前に開催し、受賞者や一般参加者が熱心に聞かれ大好評であったということです。

その後、部門ごとの表彰を行い、右上の写真ですが、市長から一人一人に賞状を手渡され、最後は各部門の各賞ごと記念写真の撮影を行っております。

この会場には、各部門の優秀賞を受賞された庭や花壇の写真パネルを展示し、式典終了後に、記念にパネルを各受賞者に持ち帰っていただくということを行っております。右下の写真がパネルになります。

この写真については、今年20回のコンクールで優秀賞を受賞した庭や施設の花壇になります。どの花も市民の皆さんが丹精込めて育てたもので、例年素晴らしい景観となっております。

表は、花のまちコンクールの変遷ということでまとめた表となっております。花のまちコンクールは、平成6年の第一回から今年で20回目、応募件数と各賞、花飾人の人数を取りまとめた表になりますが、回を重ねるごとに応募件数も増えて、平成16年は第11回のコンクールで251件の応募がございました。

しかし、その後応募をいただいている方々の高齢化が進んだことと、花飾人に認定されると応募資格が無くなるということもあり、それらの影響で減少している状況です。

今年度は106件、昨年は104件の応募で、据え置きのような数字となっております。

今後は、市民の方々へのPR方法、それからどのように裾野を広げていくかということを検討していかなければならないと考えております。

説明の中で花飾人というところがありましたが、花飾人について若干ご説明いたします。花のまちコンクールに応募をさせていただいて、優秀賞を5回受賞した個人の方につきましては、「花を飾る人」と書いて花飾人として認定し、住宅の周辺など誰もが眺めることができる場所で、花の美しさ、植え方、手入れ、周りへの景観に配慮した花づくり、花壇づくりなどを地域に広げる役割を担っていただいております。また花飾人に認定された方については、この花のまちコンクールの審査員を担当していただけるということにもなっております。今年度の認定者は4名で、今現在花飾人の認定者数は47名になります。

しかし、市外への転出、それから先ほども言いましたけども、高齢化によって体調不良

等の事情から、活動を休止しているという方がおり、現在も続けられている方は約 30 名となっております。

この写真は、花飾人に認定された方へ市から送られる金属プレートの写真になります。この右側の写真のように、玄関ドア、門扉、門柱、オブジェとして飾りつけている方もいらっしゃいます。

また、オープンガーデンの見学に訪れた方の中に、このプレートに憧れて花飾人を目指して花のまちコンクールに応募する方もいると伺っております。

この写真は、今年の花のまちコンクールの表彰式の写真ですが、花飾人に認定された方が前列の 4 名で、後ろの列には、中央に市長、右側に審査委員長、左側には講演会の講師を務められた笠先生の記念の写真となっております。

ここで、花のまちコンクールの運営を支えていただいている花のまちコンクール懇話会について御説明いたします。

現在、花のまちコンクール懇話会のメンバーは北海道知事が認定したフラワーマスター 16 名、北広島花飾人に認定された方が 47 名、商工会を代表する方、道央農協組合を代表する方で構成されております。例年 4 月に第 1 回の懇話会を開催し、日程や応募要領、応募期間、審査方法などを打合せし、7 月の初旬に第 2 回の懇話会を開催し、応募の状況、審査方法、審査委員の構成などについて打ち合わせを行っております。7 月の下旬には、第 3 回の懇話会を開催し、審査の結果、各賞の確認、表彰式の役割などの打ち合わせを行っております。

このように、花のまちコンクールを開催するまでの間に、懇話会のメンバーの方々には様々な形で企画、審査、表彰式など運営に携わっていただいております。

ここでもう一つ、花のまちコンクールに欠かせない団体をご紹介します。

この花のまちコンクールを通じて知り合った市民の有志 16 名の方が、平成 10 年 2 月に北広島市花の会を立ち上げて活動を始めております。この花の会は、自主的に講演会、研修会を開催し、北海道内外の花づくり・庭づくりを視察、会員の方々の技術や知識を習得、地域の花づくり・庭づくりに貢献していただいております。また会員の多くが、この花のまちコンクール懇話会のメンバーとして、花のまちコンクールの運営を支えていただいているというところでございます。

北広島市花の会の活動としましては、平成 11 年からは会員によるオープンガーデンを開催し、個人の庭を見学できるというような取り組みを始めております。平成 12 年からは、会員によるフラワーコンテストを開催し、エルフィンパークでフラワーコンテストが毎年開かれるようになっております。平成 16 年から、花マップを本格的に作り、これにあわせて市が主催するオープンガーデンでの見学会も開催しております。

現在では、北広島市花の会の会員数約 150 名という大きな団体となっております。

この右側の写真は、花の会の皆さんがボランティアで文化ホール前のエントランスにフラワーハンギングで色々飾り付けをしていただいている写真になります。それから左側は、

駅の改札を出たところで、花の駅長さんと題しまして北広島を訪れる方々、通学通勤の方の目を和ませてくれる花鉢植えの写真でございます。

このように、人が多く訪れる施設へのボランティアによる花飾りなどを通して、北広島の顔づくりに一役をかっていただいております。

最後ですけど、花のまちコンクールのほかに本市で取り組んでいる花に関わるオープンガーデン見学会を紹介したいと思います。平成16年から実施しており、個人の庭を市で用意したバスで午前の部・午後の部のコースを1日かけて見学するというものです。

この見学会は、北広島市花の会の会員の方にガイド役を務めていただいております。ユーモアたっぷりでトークも素晴らしく参加された方々には大変好評であるということです。この見学会は市の内外から申し込みがあり、毎年抽選で見学者を決めるというほど人気があります。今年は7月4日から7日までの4日間、延べ149人の参加で開催しております。

以上が、花のまちコンクールと関連した事業の概要となります。北広島市は、これからも市民の活力と潤いのある感性豊かな生活を送り、美しいまちづくりを目指して花づくりを進めていくために、今まで御紹介しました団体の方々はもとより、市民の皆様一人一人が協力あってのことで常に念頭に置きながら、これからも緑豊かなまちづくり北広島市を市の内外に情報発信していきたいと考えております。

花のまちコンクールの実施状況について報告を終わります。ありがとうございました。

柿澤会長

御報告ありがとうございました。

ただ今の御報告に関しまして、何か皆様の方から御質問あるいは御意見等ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

私の方から1点伺いたいんですが、高齢化ですとか、だんだん人数が少なくなってきているということですが、今まで応募しなくて新しく応募してこられる新規の方というのはどのくらいいらっしゃるのか、固定しているものなのかそれとも少しずつ新しい方が入ってこられているのか、その辺というのはどんな感じになっているのでしょうか。

小松主査

正確な数は押さえておりませんが、多い数ではなく、10数件ぐらいが新規、あとはどちらかというと他薦が多く、誰かに紹介してもらおうというような形で出られて、なかなか自分から応募するという人は増えてはいないようです。

柿澤会長

あと地域的、場所的には、市内の中でどの辺が多い少ないというのはありますか。

小松主査

地域に関しては、他薦が一番多いのが大曲になります。大曲の柏葉台団地では、町内会をあげてこの事業に取り組んでくれており、ここが応募者数の半分近く占めているのではないかと考えております。

柿澤会長

ありがとうございました。そのほか何かございますか。特にございませんか。

普通、行政がやる緑化などの話は、大体が公園や自分たちが担当しているところが主ですけど、北広島市の場合は、個人のお宅が色々な形で、花づくりで美しい景観づくりということをやっておられるということは非常に大変素晴らしいことと思いますので、やはり地元町内会の取り組み具合とか、その辺がかなり大きな影響及ぼすようなので、さらに今後も他の地域も進むように御努力いただければと思います。

どうも御報告ありがとうございました。

続きまして、報告事項の 2 番目の北広島市森林整備計画について農政課のより御報告お願いいたします。

会議次第 5 . 報告事項 (2)

山田主査

経済部農政課の山田と言います。農地保全と林務を担当しています。

私の方からは、23 年度、24 年度で大きく改正になりました、北広島市の森林整備計画について御説明させていただきます。

内容ですが、北広島市の森林の概況、森林整備計画策定に係る背景について、作業チームを作って、今回の改訂作業を行いましたので、その活動経過と森林整備計画の策定の構成・ゾーニング、その後の実行管理の取り組みに向けてということで御説明させていただきます。

まず、こちらが現在の北広島市の所管別、林種別の森林概況図です。赤茶のところが人工林、緑色が天然林、オレンジ色が国有林となっております。国有林につきましては、全体の 14% ぐらい、市有林、北広島市で持っている森林が 17%、その他個人の方が持たれている私有林が 69% と、こちらの森林については、北海道で定めている地域森林計画の中で対象となっている森林をベースとして計算しております。市内全体の面積は約 4,336ha あり、先程言った国有林が 597ha、市有林が 755ha 程あります。

次に、北広島市の一般民有林という、その地域森林計画の対象となる森林の中の国有林を除いたものを一般民有林と言いますが、その一般民有林の資源の構成表です。面積では、人工林が全体の 29% で天然林が約 68%、蓄積では、人工林が 56%、天然林が 44% という資源構成になっており、100% にならないところは無立木地ということで、一応森林計画の対象になっておりますが、木の総密度が低くてほぼ無立木地に近いところが約 2% あります。

次に、北広島市の一般民有林の人工林の年齢の構成ですけど、こちらは表で見てくださいとおり、10 年齢以上の人工林が 66% を占めており、かなり高齢の年齢になってきている状況にあります。

次に、新しい平成 23 年度以降に森林整備計画が大きく変わったと先程説明した背景です。

国の方で森林・林業再生プランが平成 21 年 12 月 25 日に公表されております。

内容としては、これまでの森林・林業の考え方のほかに、森林再生に向けた指針として施業の集約化、林内路網の整備、人材、いわゆる森林を維持する人の育成の柱というものを作り、今後 10 年間をめどに木材自給率 50%以上を目指すということで、コンクリート社会から木の社会への転換を図ることを題目とし、3つの基本理念を掲げております。

この3つのうちの1つ目は、森林の有する多面的機能の発揮。2つ目が、林業木材産業の地域資源創造型産業の再生。3つ目が、木材産業エネルギー利用拡大による森林林業の低炭素社会への貢献を掲げています。

その後、国の方で平成 22 年 11 月 30 日に森林・林業再生に向けた改革の姿ということで取りまとめを行い、ここで森林計画制度を見直すということがうたわれました。

そのほかに、適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備と低コスト化に向けた路網整備の加速化、林業事業体の育成、国産材の需要拡大と加工流通の確立、フォレスター等の人材の養成ということで主な内容が掲げられています。

ここを踏まえまして、平成 23 年 4 月 22 日に公布された森林法が一部改正ということで、先ほどの林業再生プランというのを法制面で具体化しています。この北広島市の森林整備計画の変更というのは、この森林法の改正に伴う森林計画制度の見直しというところに入っております。

次ですが、ここが国で示しているイメージ図で、森林計画制度の見直しを図り、面的なまとまりを持った森林づくりを進めていくために、路網の整備や人材を育成し、森林・林業の再生を目指していくというイメージ図となっております。

ここで、奥地の林業に行うようなところは、林業専用道ですとか森林作業道というのを作っていく。この森林作業道についても、これまでのものと違い、簡易的なものもどんどん作っていくという事で、林内路網、高性能林業機械が入れるような路網を整備していくということがここでうたわれました。

次に、こちらイメージ図ですが、木材資源の有効活用を図りながら木材自給率の 50%以上を目指していくというイメージ図になっており、川上から川下までのマッチングを図り、樹木・木材等の安定的取引を図っていくことと、その木材の「見える化」を促進していく。そういうことを使って、木材自給率を上げていくというイメージ図になっています。

次に、先程説明した森林計画制度の部分ですが、この森林計画制度の体系と改正後の森林法に基づく見直しの概要について説明させていただきます。

森林計画については、国が作成している全国森林計画。それを基に作成している、北海道や各県単位で作成していますが、北海道が作成している地域森林計画。それに基づいて、市町村が市町村森林整備計画というのを作成しております。

その後、実際に所有者の方たちが具体的に、自分の山をどう伐るかということを計画する森林施業計画があり、それぞれの役割に応じて段階的な計画を作成しております。全国森林計画ですが、国の政策の方向を定めており、地域森林計画の指針となるものとして

作られます。

これまでは、森林の機能別の施業方法を定めている森林の区分を作るのですが、これを森林のゾーニングという言い方をします。ゾーニングについては全国森林計画で大きな考え方をまとめており、北海道はここに即して各地域のゾーニングを行ってきたのですが、森林法の改正後は、国はあくまで例示をするということで、北海道また、市町村が独自でゾーニングの内容を定めるということに変更になってきております。

地域森林計画ですが、これは北海道での施策の方向を流域別に定めているということで、北海道内では5つぐらいに流域が分かれてできていると思います。それを、市町村森林整備計画の指針として作るという形になっており、これが森林法の改正後は北海道に適したゾーニングということで、市町村に例示をするという形で作っております。

次に、市町村森林整備計画ですが、市町村での森林整備の施策の方向を定めているもので、森林施業計画は個人の方々が立てる計画ですが、こちらの認定基準となるものになります。地域の森林のマスタープランという形で位置づけられ、地域の実情を踏まえて、ゾーニングや施業方法を設定するということになりました。

このほか、路網に関する計画を図面化し、具体的にどこに路網を張るかということも分かるようにするという内容が充実してきたほか、フォレスターなどの専門家から意見聴取をすることが義務化されたことが今回の森林法改正での特徴になっております。森林施業計画ですが、現在は森林法改正後、森林経営計画という言い方となっておりますが、これは森林所有者が任意に策定し、森林整備計画に基づいて森林の施業を行うことで、国庫などの補助金や税制面での優遇措置が興じられるという内容になっております。

これまでは、間伐などの個々の施業の実施内容というのを施業計画の中で計画してきておりますが、経営計画というようになってからは、個人ではなく林班を単位とした面的なまとまりということで、複数の所有者や大規模所有者がいる場合は面積で100ha以上という縛り等の大きなくくりでの路網整備も含めた計画を立てることが必要になってきております。

次に、この森林整備計画を北広島市で策定するに当たって、実際は現在の計画が平成25年度から始まっておりますが、前の計画というのが平成24年度末までという計画で進められてきていたんですが、平成23年に森林法の改正があり、それに合わせて森林整備計画も内容変更しなくてはならないとありましたので、途中でしたが、平成24年4月1日より変更をかけるということで、平成23年に変更の作業を行い始めました。

この時に、国または北海道からは各市町村単位で作るというのも非常に急遽の変更の部分もあり、作業チームを作って、全国的にやってみようということで話が進められてきております。北海道内においても作業チームというものを設置し、道内各地の市町村で作っていますが、こちらを作って計画作成を行ってきています。

その中で、森林施業の集約化を推進していくということで、持続的な森林経営と国産材の安定供給体制を目指しております。3つ目が、市でゾーニングを設定することが出

てきたので、通常、法律では、告示・縦覧ということで地域住民の方との意思疎通というのを行うことになっておりますが、それとは別に地域住民と合意形成を別の方法で図っていくというのが今回取り組みとして行われました。

その作業チームの設置ですが、計画策定者である市町村が主体となり、石狩振興局や、森林管理署、森林施業プランナー、森林組合等を構成員という形をとり、道内各市町村で設置されております。

北広島市では、振興局の林務課と森林室、札幌市の森林組合、農政課が事務局となり、都市整備課は市有林が北広島市内での所有者としては一番大きいところなので、所有者の代表ということで都市整備課の方にも協力を得ながら計画案の作成を行っています。作業チームの中で、何回か会議を持ちながら合意形成を図って計画案を作成したのですが、そちらを今度、地域住民との合意形成ということで北広島市ではパブリックコメントを利用し行ってきております。意見募集は2回行っており、1回目の変更のときですけれども23年の12月1日から、1月31日まで、2回目が24年度で、25年の本改正に合わせてそれぞれ行っています。パブリックコメントでは意見が出されておりましたので、計画案のとおりになっています。

具体的な変更後の森林整備計画の内容ですが、大きく森林法の改正で変わった部分は、冒頭でお話したゾーニングと呼ばれる部分の内容と、図面化が求められたので、その内容を細かく図面化したところ です。ここに書いてある内容で新規で入ってきているのが、2番の第2の造林に関する事項の一部と第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項で、ここがゾーニングに関する記載が大きく改正になっている部分です。その他は、おおよそ現在の内容と変わっておりません。

そのゾーニングの部分ですが、従来のゾーニングでは、水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林ということで、3種類の区分しかありませんでした。水土保持林は、災害に強く水資源の安定供給を確保する森林ということで、主に水源涵養保安林などを指定しております。資源の循環利用林は、材として出している業者が持っている企業林を主にイメージしていますが、北広島では特に木材加工を行っている業者は、今はほとんどありませんので、従来から循環利用林の指定はありませんでした。森林と人との共生林は、生活環境を守る森林や自然環境を維持する森林ということで、水土保持林以外の森林を全て指定していた格好でしたが、森林法改正以降につきまして、道において指定してきているのが下の7つのゾーニングが出されております。

そのうちの上の5つ、山地災害産地防止林、生活環境保全林、木材等生産林、水源涵養林、保健・文化機能等維持林は国で例示しているゾーニングですが、それぞれ意味合いがあり、山地災害防止林は、人家等への被害の発生の恐れがあり、災害を防止するための森林。生活環境保全林は、騒音や風害等の気象などの害を防止する森林。木材等生産林は、従来の資源循環林と同じで材木として作っていくような森林。水源涵養林は、集水区域などの水源を守る森林。保健・文化機能等維持林は、貴重な野生動物が生息しているなど、

自然環境や優れた景観を構成している森林ということで、従来の水土保持林と森と人との共生林をさらに細かく区分したという内容になっております。

北海道では、上乘せのゾーニングということで更に規制を作っており、水環境保全ゾーンが、ダム集水区域や主要河川上流域での水源を守るための森林。生物多様性ゾーンが、特に生物多様性の保全が求められている水辺林なども森林のエリアということでこの2つを更に上乘せで設定をしてきております。これを北広島でも区分しておりますが、区分の内容については、別冊で北広島市の森林整備計画書をお配りしていると思います。こちらに、図面は今回つけてないと思いますが、非常に細かく分けているのが最後のページにあると思います。別表のところではゾーニングの内容を載せており、それぞれの区域で細かく分けて設定しております。

主に先程の作業チームの中では、このゾーニングをどのように分けていくか、従来の水土保持林の中から水源涵養林とかを分けていくのをどのように区域分けしていくかを中心に会議を持ってきております。

実際の区域を行ったゾーニングの説明ですが、水源涵養林は、水源涵養機能である雨水を十分に蓄えてゆっくりと河川に流し洪水濁水を緩和する。または水質を浄化する働きを期待する森林ということで、水源涵養林という指定を行っております。こちらは仁別、三島の方の奥の市有林を主に指定しております。

山地災害防止林は、樹木の根によって土壌を斜面につなぎとめる能力で雨などによる土の流出を押さえ、土砂崩れなど土砂災害の未然防止を特に期待する森林ということで設定されております。こちらについては、緑葉公園の裏側で、もともと土砂崩壊保安林という保安林指定されているところがありますので、そちらを山地災害防止林ということでゾーニング設定しております。

生活環境保全林は、快適な環境形成機能として、樹木帯によって防風防音または防雪など、快適な環境の形成を期待する森林ということで設定しております。こちらについては市内の住宅街の周辺を設定しております。

最後に、保健・文化機能等維持林で、こちらは保健レクリエーション機能としてストレスを有する人にとって、森林が安らぎや癒しの効果を持つという空間であることから、樹木が発散する揮発性物質が健康増進に効果を発揮することなどを求め、森林浴や気分転換、健康維持に高い効果を発揮することが期待されるということで設定しております。こちらでも市内の住宅街周辺などを設定しております。

こちらの図面はお配りしていませんが、概要図ということで大きく色分けして作っており、水源涵養保安林が、紫っぽい青色のところ。山地災害防止林は、緑葉公園の周辺に少しあります。生活環境保全林は、ピンク色のところで、保健・文化機能等維持林は、黄緑色に見えるほとんどが設定されています。この森林整備計画ですが、計画を立てたことだけではなく実際に森林管理が行われていくことが必要ということで、今後についても、計画の検証評価または森林整備を行ってもらえるよう大規模な森林所有者の方への働きか

けというのが必要と考えております。

以上が、北広島市森林整備計画についての報告となります。ありがとうございます。

柿澤会長

どうも御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして何か皆様の方から御質問、あるいは御意見などございますか。

下屋敷委員

市内の方で林業を専業とされている方はいらっしゃいますか。

山田主査

今、北広島市内には農政課として把握しているところではいらっしゃいません。

柿澤会長

よろしいでしょうか。その他何かございますか。

今、実際の伐採届けいわゆる市有林だと間伐だとかそういう手入れをされておられますが、私有林では、伐採あるいは間伐というのはどのような感じで行われておりますか。

山田主査

平成24年度については、私有林では特に森林整備ということでの森林伐採はありません。22年度23年度については、一部間伐をされていた方がいらっしゃいまして、現在のところまだ施業には至っておりませんが、間伐をしたいという相談は1件受けております。

ただ、実情として森林が周りの所有者の方の土地に入らなくてはならないということで、今、その周辺の方も含めて、森林整備ができないか森林組合が調整に入っている段階にあります。

柿澤会長

量が少ないからなかなか利用するということが難しいと思いますが、そういうことに関して何か出てきた材源を、少し活用するような検討があるでしょうか。

山田主査

現在は、間伐材につきまして、人工林は主にチップ材として買っているというのが実情にありまして、北広島市内で先程もお話したように木材を生産しているということでは今実際ありませんので、太くて材になるようなものというのが非常に少ない状況にあります。高齢級ですが、年度途中での整備がされてなかったというのもあり、細くて長いというのが非常に多いので、現実としては材として使うというよりは、出てきたものは現場で切った木の後、土が流れること防止するために置いていくものとあとはチップ材として出しているものがほとんどの利用の形態になっております。

柿澤会長

ありがとうございました。その他、なにかございますか。

細かい話ですが、北広島市は薪を利用されている方とかいらっしゃるでしょうか。

山田主査

いらっしゃいます。

柿澤会長

札幌市もそうですが、最近結構市民の方で薪ストーブだとか入れられる方が段々増えてこられているのですけども、そういう方が一番困っていることが、どこから薪を貰ってくれば良いのか困っているようで、そういう人と森林整備と結びつけるような色々な取り組みをされているのでしょうか。

山田主査

北広島でいうと、材にもならないもので残置していつている物の中で土砂の崩壊につながるで済むようなものの中にはあり、特に市有林は2~3年前ですけど市有林の近場で整備していたところで材として出せるようなものについては、広めると量がないので色々な人が欲しいとなった時に対応できない部分がありますが、タイミングが合い、持っていけるという時には紹介をさせていただいております。最近、それほど材として切っていない現状があるので、「今はありません。」ということでお答えをしているのですけども、問い合わせは大体9月10月あたりには結構な数がきます。

柿澤会長

どうもありがとうございました。そのほかに何かございませんか。特によろしいでしょうか。それではどうもありがとうございました。

それでは、これで予定していた報告事項はすべて終了しましたが、その他ということでも事務局の方から何かございませんか。

会議次第8．その他

山本主査

今回事務局の方からは特にございません。

会議次第7．閉会

柿澤会長

皆様の方から何かございますか。

今回、情報提供いただいたものに限らず、市内の緑、あるいは環境の保全ということで御意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の審議会の日程はすべて終了いたしました。本日会議の進行にあたり御協力をいただき、どうもありがとうございました。

それではこれで終了させていただきます。後は事務局の方でお願いいたします。

池野課長


本日は、誠にありがとうございました。

以上をもちまして本日の第2回北広島市緑のまちづくり審議会を終了させていただきます。

また委員の皆様方におかれましては、平成 26 年 4 月 30 日をもちまして任期満了ということになりますが、その間審議会の開催の予定はございませんので、これまでの御協力にいたしましては厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

この議事録につきましては、重複した言葉使い、明らかな言い直しがあったもの等を整理し作成しております。

議事録署名委員

氏名 小 屋 亮 子 

氏名 梶 田 辰 夫 